

平成29年8月9日
容量市場の在り方等に関する検討会事務局

容量市場の在り方等に関する検討会の設置について

1. 目的

国の審議会では、容量メカニズムとして容量市場を創設するとともに、本機関が市場管理者等として一定の役割を果たし、今後の技術的な内容を含む詳細設計についても検討を進めていくことが提案された。容量市場は非常に複雑な仕組みであるため、本機関は、国の審議会での議論の方向性を踏まえつつ、容量市場の創設に向けた詳細設計の開始に先立ち、まずは事務局及び各委員の間で、関連情報の収集及び共有化を図り、知識を深めることを目的として、平成29年3月から7月までの間、「容量市場の在り方等に関する勉強会」（以下、「勉強会」という）を主催した。

本検討会は、上述の勉強会の成果を踏まえ、我が国における容量市場の在り方等に関する詳細設計の検討を目的とする。

2. 位置付け

電力広域的運営推進機関事務局が設置する検討会とし、議事は原則公開とする。事務局は資源エネルギー庁および本機関の共同事務局とする。

本検討会の成果は適宜、国の審議会等の場で審議いただき、その審議結果を踏まえて本機関のルール（業務規程、送配電等業務指針）変更につなげてゆく。

3. 議事の公表について

本検討会の議事は、業務規程第5条第2項および第3項に基づき以下とする。

- ・ 配布資料は原則公表する。ただし、個別の事情に応じて資料を非公表とするか否かの判断は、座長に一任する。
- ・ 本検討会の議事録には発言者の個人名を記載し、議事録は各委員の確認後に公表する。
- ・ 公表は本機関のウェブサイトへ掲載することにより行う。

4. 会議の公開について

本検討会は原則公開する。ただし、業務規程第5条第2項各号の情報または、個人情報扱う場合、その他やむを得ない場合は座長の判断により非公開とすることができる。なお、本検討会の傍聴希望者に対しては、本機関のウェブサイト
に傍聴案内を掲載する。

以上

<参考：業務規程第5条第2項および第3項>

(広報及び情報公表)

第5条 本機関は、国内外に対し、本機関の業務及び電気事業の広域的運営に関する情報の積極的な発信その他、広報の充実、強化に努める。

2 本機関は、次の各号に掲げるものを除き、理事会、評議員会及び委員会の議事その他の本機関の組織、業務及び財務に関する情報を公表する。

- 一 国や地方公共団体の重要な機能の喪失に繋がるおそれがあるもの
- 二 特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関するもの
- 三 本機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの

3 前項の情報の公表は、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法により行う。